

## 赤ちゃんが生まれたら

役場民生課でしていただく主な手続きについてご案内します。

### 出生届

#### ○ 手続きのしかたや注意事項

- 生まれた日を含めて14日以内に届出が必要です。
- 夜間・休日も届出ができますが、母子手帳への証明や手当等の手続きがありますので、後日お早めに民生課へお越し下さい。

#### ○ 手続きに必要なもの

- 出生届  
(医師・助産師が作成した出生証明書付きのもの。出産した病院で受け取って下さい)
- 母子健康手帳

### 福祉医療（マルフク）

#### ○ 手続きのしかたや注意事項

- 赤ちゃんの健康保険証（※）ができてからの手続きとなります。

.....

#### （※）健康保険証について

- 父母が会社の健康保険等に加入している場合は、勤務先にお問い合わせ下さい。
- 他の健康保険に加入しない場合は、国民健康保険の加入手続きが必要です。手続きには、父母の国民健康保険証・母子健康手帳・印鑑が必要です。

#### ○ 手続きに必要なもの

- 赤ちゃんの健康保険証
- 父母と赤ちゃんのマイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード、通知カード等）

#### ○ マルフクの制度について

- 高校卒業までのお子さんの医療費が無料となります。
- 病院や薬局の窓口で、健康保険証と一緒にマルフクカードを提示して下さい。

※健康保険が適用にならない治療や、予防接種・健診、薬の容器代、入院時の食事代などは対象となりません。

※県外の病院を受診したときなどは、一旦自己負担額を支払いのうえ、払い戻しの手続きをしていただく場合があります。



## 児童手当

### ○ 手続きのしかたや注意事項

- ・請求者は父または母です。(原則として、所得の多い方)
- ・手当を受けるためには、申請のうえ認定を受ける必要があります。原則として、手続きをした月の翌月分から支給されます。
- ・公務員の場合は、勤務先で手続きをしてください。

### ○ 手続きに必要なもの

- ・請求者の健康保険証
- ・請求者名義の通帳またはキャッシュカード
- ・父母のマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード、通知カード等)

### ○ 手当の支給について

- ・3歳未満の場合は月額1万5千円、3歳以上中学校卒業までは月額1万円を、年3回に分けて支給します。
- ・支給月は、2月・6月・10月です。請求者の口座に振り込みます。

## 在宅赤ちゃん子育て応援手当

### ○ 手続きのしかたや注意事項

- ・請求者は父または母のどちらかです。

### ○ 手続きに必要なもの

- ・印鑑
- ・父または母名義の通帳またはキャッシュカード

### ○ 手当の支給について

- ・1歳になる前の月または保育園に入園する前の月まで、月額5千円を、年3回に分けて支給します。
- ・支給月は、4月・8月・12月です。ご指定の口座に振り込みます。

## 子育て支援金（出生祝金）

### ○ 手続きのしかたや注意事項

- ・請求者は父または母のどちらかです。

### ○ 支援金の支給について

- ・出生時と、小学校・中学校・高校の入学時に、村からのお祝い金を支給しています。
- ・出生祝金は、1人目、2人目のお子さんには3万円、3人目以降のお子さんには20万円となっています。
- ・村長がご自宅にうかがい、直接お渡しします。日程等は、後日担当者よりご連絡します。